

高知くらしの護身術

66

当せん商法

「得した」と思わせておいて

(2007年9月11日掲載原稿)

「くじ引きで当たりました」「おめでとうございます！」誰でもこのように言われると嬉しくなってしまうものです。

例えば、量販店に買い物に行って「くじを引いてください」と言われて断る人は少ないのではないのでしょうか。こんな日常的によくあるちょっとした事でも、中には非常に悪質な業者の手口として行われているものがあります。

ある日、量販店を出たところでくじ引きを引くよう声をかけられ、引いてみると「2等が当たりました！」と拍手された。景品を受取るよう近くの貸し店舗に案内され、同じように呼び込まれた人が全員、強引な勧誘で高額な寝具を買わされた。この事例は「くじに当たった」と思わせて、実際はSF商法（催眠商法）の会場に連れ込まれる、非常に悪質で乱暴な業者の手口です。店舗に連れ込むまでは愛想よい態度が、店舗の中に入るや、脅迫的な態度に豹変し、「怖くて断れないまま契約させられた」という事例もありました。

SF商法は『特定商取引に関する法律』で訪問販売とみなされていますので、契約書面を受取って8日以内ならクーリングオフ（無条件全面解約）が出来ます。しかし、くじに当たったと見せかけて必要のない高額な契約をさせる悪質な手口があることを覚えておくと、不要な消費トラブルを防ぐ事が出来ます。「タダほど高いものはない」という訳です。